

通 報

大ト協第42号
令和8年5月

各 位

一般社団法人 大阪府トラック協会
会長代行 重 博文

令和8年度 先進安全自動車（ASV）導入にかかる助成について （ご案内）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、当協会では、危険予測に効果が期待される先進安全自動車（ASV）の導入費用の一部助成を実施いたします。

つきましては、以下の募集要領をご参照の上、ご活用いただきますようご案内申し上げます。

また、申請方法につきましては、郵送での受付となりますので、よろしくお願いいたします。

記

※令和8年度の主な改正点

- ・装置のみのリース、割賦による導入は対象外となります。
（新車導入時に車両に装着されている機器についてはリース、割賦による導入は対象とします。ただし、見積書（もしくは注文書）に装着機器のメーカー名・商品名・単価・台数が明記されていることとします。）
- ・必要書類の領収書等について、支払完了がわかるものの添付が必要となります。

1. 募集期間

令和8年4月1日（水）～令和9年2月26日（金）

※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で即時受付を終了といたしますので、その都度提出してください。また、事前告知は行いませんので、予めご承知おきください。

2. 助成額

車両1台につき、「4. 助成対象装置」の①～③の装置を各1つずつ、装置取得本体価格（消費税抜）の1/2、1装置あたり最大5万円、3装置装着の場合は合計15万円までとする。（消費税・取付工賃等は助成対象外）

3. 上限台数

●新車標準装着の装置・・・1事業者あたり5台を上限とする。

●後付け装置・・・1事業者あたり3台3装置を上限とする。

（現在、後付け装置で助成対象装置は、「4. 助成対象装置」の②の装置のみです）

※新車標準装着5台と後付け装置3台の計8台での申請も可

※年度内に同一車両の複数回申請は不可とする。

4. 助成対象装置

①衝突被害軽減ブレーキ装置

②ふらつき注意喚起装置・車線逸脱警報装置・車線維持支援制御装置

③車両横滑り時制動力・駆動力制御装置

5. 助成条件（すべてに該当する必要があります）

- 大阪府下の貨物運送事業者が、自社で保有する営業用貨物車両（大阪・和泉・なにわ・堺）であること。（自家用車、軽自動車は除く）
- 賃貸借・中古装置等は助成いたしません。（装置装着済中古車両の購入等を含む）
- 令和8年4月1日以降に装着・支払いが完了した装置を助成対象とします。
- ドライブレコーダ、EMS機能を持ち合わせた後付け装置について、ドライブレコーダ導入助成、EMS機器導入助成との重複助成はいたしません。

6. 必要書類

- ① 令和8年度 先進安全自動車（ASV）導入促進助成金交付申請書（様式1）
- ② 先進安全自動車（ASV）導入促進助成金申請内訳書 兼 装置装着（搭載）証明書（様式2）

③ 請求書等の写し：4月1日以降に発行のもの

- ・請求書等（新車導入時に装着の場合は見積書（納期予定が令和8年度中であるもの）もしくは注文書）は、購入装置の型式・税抜き本体価格（工賃を除く）が明記されたものであること。

※領収書等と金額が一致すること。（請求書等が複数にわたる場合は領収額と合致するよう、全ての写しを添付して下さい。）

※必ず購入装置の型式・税抜き取得価格（工賃を除く）が明記されたもの。

④ 領収書等の写し

○一括購入の場合

- ・領収書・振込明細書・支払明細書・受領証等の写し等**支払完了がわかるもの（支払日以降に印刷・発行されたもの）。**振込予約済み時点での書類は不可とします。

○リース契約・割賦契約による新車購入の場合

- ・契約書の写し（リース契約書・割賦販売契約書で、契約日・契約期間・車両番号・支払計画等の詳細が確認できない場合は、必ず物件受領証・リース自動車検収完了証・支払計画書等の写しもご提出ください。）
- ・振込明細書・支払明細書・受領証等**機器の価格を上回る金額の支払完了がわかるもの（支払日以降に印刷・発行されたもの。）**振込予約済み時点での書類は不可とします。

※振込明細書等は、振込日、金額、振込元、振込先が確認できるものであること。また、切り貼りや修正があるものは不可としますが、必要箇所以外（残高等）を黒く塗りつぶすのは可とします。なお、通帳の写しのみは不可とします。

⑤ 装着車両の【自動車検査証記録事項の写し】

※申請時に有効期限内のものを必ず添付して下さい。

※申請後に FAX やお電話での内容照会や写しのご返却・ご提示は致しかねますので、必ず事前に各社にて申請書類の控えをお取りください。

※同時に他の助成金申請をする場合、見積書・請求書・領収証・割賦販売契約書・リース契約書・自動車検査証記録事項のそれぞれの写しは申請する助成金ごとすべてに添付して下さい。

※記入を訂正する際、修正液等は使用せず該当箇所を二重線で消して下さい。

なお、**金額訂正は不可となりますので、書き間違えた際は新しい用紙を使用して下さい。**

7. 注意事項

○助成申請は、装置の導入完了後およびお支払い完了後となります。請求書・領収書の日付が助成対象期間外の場合は助成いたしません。（助成金の枠取りはいたしません）

○助成申請は申請書類に不備・不足がない状態で、当協会で受け付けた時点での受理となります。助成終了時点で書類が到着していない場合や（郵送中等）、終了時点において郵送による申請等で当協会にてお預かりしている書類に不備・不足があり受理となっていない場合は受付できません。

○振込手数料・値引き分の助成はいたしません。

申請先【郵送先】ならびにお問合せ先

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

(一社)大阪府トラック協会 業務部 宛

お問合せ電話番号 (06) 6965-4036